平成２４年（フ）第５６号
北海道虻田郡洞爺湖町浜町９番地５、開始決定時の住所北海道伊達市山下町138番地
破産者　掛川　光春
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
埼玉県比企郡小川町大字腰越700番地24、開始決定時の住所埼玉県児玉郡神川町大字八日市746番地１
破産者　鈴木　健二
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４２号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢4613番地７
破産者　増渕　正美
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４０号
埼玉県熊谷市広瀬59番地１　パークサイドハイツ103号
破産者　枝　　寿志
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４１号
埼玉県熊谷市広瀬59番地１　パークサイドハイツ103号
破産者　枝　　直美
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３９６号
横浜市鶴見区馬場１丁目５番24号　パープルステージ横浜102
破産者　小林　豊彦
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７１号
横浜市青葉区荏田西２丁目38番地６
破産者　福岡　　薫
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６号
富山市上野315番地　アネスティー南405号、前住所富山市大宮町436番地
破産者　オオミヤ自動車工業こと　沖　　春夫
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０７号
富山市住吉990番地
破産者　赤澤　節子
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
福井市北四ツ居１丁目31番15号　スカイライフ303
破産者　北村　昌美
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
福井市安原町第４号１番地６
破産者　椿野　奨三
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
福井市殿下町第40号119番地
破産者　小林　千鶴
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
福井市グリーンハイツ２丁目108番地　県営住宅１号館406号室
破産者　新島千代子
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
福井県敦賀市和久野29号７番地の１
破産者　飯田　保博
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第４９号
福井県三方郡美浜町郷市第20号17番地
破産者　八木　朱美
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１０２号
長野県東御市県163番地１　ミマキステイ田中405、前住所宮城県柴田郡大河原町字西浦40番地８　エクストラ壱番館Ａ棟
破産者　小嶋　正宏
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１１４号
長野県上田市上田原1064番地１　ハビットパーク赤坂303号、前住所長野県上田市中之条30番地４
破産者　白石　みほ
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２５号
長野県上田市国分494番地
破産者　天谷　　進
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２６号
長野県上田市国分494番地
破産者　天谷　　徹
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部